

建築物解体工事特記仕様書【令和7年4月版】				防水工事		・防水施工		・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴムシート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質7アフルシート防水工事作業 ・FRP防水工事作業		内部足場		・設置する（※脚立、足場板等） ・設置しない ・材料、撤去材等の運搬方法 種別（・A種・B種・C種・D種・E種） C種：利用可能なエレベーター（ D種：利用可能な階段（ 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月策定）」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。 ・酸素・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施錠できる小屋等に保管すること。 ・作業通路は、指定通路表示を行い、足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。 ・建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。 ・工事に関係部分の出入の表示を行うこと。		2. 産業廃棄物 広域認定制度 の活用		[4. 4. 2] 種 類 所在地等（k m）			
I 工 事 概 要		1 工事番号・名称 2 工事場所 3 用途地域等 都市計画区域（・内・外）用途地域（ 防火地域等（・防火・準防火・指定なし・22条） その他の地域・地区（ 4 主要用途 5 敷地面積 6 工事の概要		7 別 途 工 事		8 そ の 他		9 特記仕様書の範囲 特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印のもので構成する。 ・外構工事特記仕様書 ・電気設備工事特記仕様書 ・植栽工事特記仕様書		10. その他		3. ① 解体工法 ② 施工計画書等 ③ 杭 4. 樹木等 5. 地下埋設物の 埋設配管 6. 解体後の整地 7. 建設発生土の 処理 8. 有害物質含有 調査		4. 処分に注意を 要する 建設廃棄物		[4. 4. 3] 種 類 受入施設名称等 所在地(Km) 備考 ・（安定型） ・（管理型）（遮断型） 1～3の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。 また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること [4. 5. 1] 種 類 処理施設名称等 所在地(Km) 備考 ・CCA処理木材 ・ヒ素又はカドミウム 含有石膏ボード ・ <対象となる石膏ボード> 小名浜吉野石膏（株） いわき工場 昭和48年10月～平成9年4月の間に製造されたもの 日東石膏ボード（株） 八戸工場 平成4年10月～平成9年4月の間に製造されたもの			
II 建 築 工 事 仕 様		1. 共通仕様 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(以下、「解体共通仕様書」という。)による。 ただし、「解体共通仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「標準仕様書」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「改修標準仕様書」という。)による。 なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。 2. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。 2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。○印と◎印のついた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の〔 〕、() 及び< >内の表示番号は、それぞれ「解体共通仕様書」、「標準仕様書」及び「改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。		⑦ 完成図等		⑧ 完成写真		⑨ 火災保険等		2 ① 仮囲い ② 騒音、防塵等の 対策 ③ 交通誘導員 ④ 監督職員 事務所 ⑤ 工事表示板 ⑥ 工事用水 ⑦ 工事用電力 ⑧ 工事用通路 9. 足場等		4 1. 再資源化等 建設 設 廃 棄 物 の 処 理		5 1. 施工調査 特別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 理 4. 特殊な建設 副産物の回収 及び処分		[5. 1. 2] 材 料 名 仕様等（型式、厚さ、数量） 調査の範囲 ※ 図示 ・ 工事対象範囲 [5. 1. 3][1. 2. 2] ※ 種類別に具体的な処理計画を定め施工計画書に記載する。 特別管理産業 廃棄物の種類 処分場の名称 所在地等（k m） ・ 廃石綿 [5. 4. 1] PCB（ポリ塩化ビフェニール）含有機器 有（数量は図示） 無 [5. 4. 1] PCB含有シーリング材 有（施工範囲は図示） 無 PCBを含有する機器等については、飛散、流出がないように適切な容器に納めて適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員を通じて保管事業者に引き渡す。 [7. 3. 1] 回収又は処分を行う 副産物の種類 対象機器 名称 回収業者又は 処分場の名称等 保管場所・処分場の 所在地等 ・ フロン ・ ハロン ・ イオン化式感知器 ・ 六フッ化硫黄(SF6) ガス			
章 項 目 特 記 事 項		① 一般事項		○ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ○ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ○ 施工体系図を現場に掲示すること。 ・ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況（地盤、擁壁、内外壁、床、建具等）を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。 ※工事に伴う環境調査要領 平成28年4月（東京都建設局編集）による ※調査に先立って調査計画書を作成し監督職員の確認を受けること 調査範囲 ※ 図示		② 適用基準等		○ 建設工事執行規則（昭和39年3月宮城県規則第9号） ○ 宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱 ○ 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官庁官庁営繕部 令和5年版）及び工事写真撮影ガイドブック（国土交通大臣官庁官庁営繕部監修 令和5年版）		③ 工事実績情報 (CORINS)の 登録		※ 適用する（請負精算額が500万円以上の場合） 受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 ・ 適用しない		④ 電気保安 技術者		・ 適用する ※ 適用しない		[1. 3. 3]	
⑤ 事故報告		[1. 3. 8]		[1. 3. 8]		[1. 3. 8]		[1. 3. 8]		[1. 3. 8]		[1. 3. 8]		[1. 3. 8]		[1. 3. 8]			
6. 技能士		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]			
項		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]			
		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]			
		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]			
		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]			
		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]			
		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]			
		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]			
		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]			
		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]			
		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]		[1. 6. 2]			
		[1. 6. 2]		[															

